

特別児童扶養手当制度等の概要

目的	①特別児童扶養手当	③特別障害者手当	②障害児福祉手当	経過的福祉手当
支給要件	精神又は身体に障害を有する児童に、これら児童の福祉の増進を図る。 1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 父母又は養育者が受給	特別障害者に対して、所得のたため必要となる精神的、物的助として特別障害者の福祉の向上を図る。 1. 20歳以上 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	重度障害児に対して、その精神的、物的助として重度障害児の福祉の向上を図る。 1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	重度障害者に対して、その精神的、物的助として特別障害者の福祉の向上を図る。 1. 61年3月31日現在20歳以上の福祉手当及び特別障害者手当に非該当者
対象者	1級：障害基礎年金の1級に相当する障害を有する児童 2級：障害基礎年金の2級に相当する障害を有する児童	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又はそれ以上の障害を有する者	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害を有する児童	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害を有する者
給付月額 (28年度)	1級 51,500円 (+400円) 2級 34,300円 (+270円)	26,830円 (+210円)	14,600円 (+120円)	同 左
所得制限 (年収)	1. 本人 (4人世帯) 7,707千円 2. 扶養義務者 (6人世帯) 9,542千円	1. 本人 5,180千円 2. 扶養義務者 (6人世帯) 9,542千円	同 左	同 左
支給対象 児者数※ (26年度末)	1級 101,341人 2級 131,055人	122,218人	66,122人	4,779人
28年度 予算案	121,310,174千円	29,781,196千円	8,682,040千円	540,889千円
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4	同 左	同 左
認定事務	都道府県、指定都市(申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村	同 左	同 左

(注) 所得制限限度額は、平成14年8月からの額である。 ※出典：26年度 福祉行政報告例 (統計情報部編)

【別紙】障害児・者の所得保障の基本構造(平成28年度)

《障害児(20歳未満)》

合計 66,100円(①<1級>+②)

本資料:①及び②該当

①特別児童扶養手当2級 34,300円(+270円) 13.1万人	②障害児福祉手当 14,600円(+120円) 6.6万人
①特別児童扶養手当1級 51,500円(+400円) 10.1万人	

《障害者(20歳以上)》

本資料:③該当

障害基礎年金2級(※) 65,008円(前年度同) 104万人	③特別障害者手当 26,830円(+210円) 12.2万人
障害基礎年金1級(※) 81,260円<2級×1.25倍> 69.7万人	
合計 108,090円(障害年金1級+③)	

(注ア) 受給者の人数については平成26年度末のものである。(障害基礎年金は25年度末) (注イ) 受給額については平成28年4月以降の月額である。
 (注ウ) 平成27年10月より年金額(年額)の端数処理が100円未満四捨五入から1円未満四捨五入に改められたことにより、障害基礎年金1級の額がそれまでと比べ月額で2円増額している。※障害年金制度は年金局所管

所得制限の限度額

〔特別児童扶養手当〕

平成28年度

(単位:円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

(注)

- 1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、上記の金額に次の額を加算した額とする。
 - (1) 本人の場合は、
 - 1 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - 2 特定扶養親族1人につき25万円
 - (2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円
- 2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

所得制限の限度額

[障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当]

平成28年度

(単位:円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

(注)

- 1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、上記の金額に次の額を加算した額とする。
 - (1) 本人の場合は、
 - 1 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - 2 特定扶養親族1人につき25万円
 - (2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円
- 2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における 障害の認定要領の一部改正（案）」の概要

平成28年2月
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

1 制度の概要

特別児童扶養手当の障害の程度の認定については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」(昭和50年9月5日児発第576号。以下「認定要領」という。)に基づき、実施されているところであるが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、認定要領及び診断書の一部改正を行うものである。

2. 主な改正の概要

(1) 認定要領（代謝疾患による障害）

障害の程度の認定について、糖尿病のみについての記載であったことから、その他の代謝疾患についても明確化するものである。

(2) 診断書の様式

① 呼吸機能障害用

診断書様式中⑪肺結核症の「3 安静度」の選択肢は、「結核の治療指針」(厚生省)に準拠しているため、具体的にその内容を示すことにより明確化するものである。

② 腎、肝疾患、糖尿病の障害用

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の診断書様式の改正案を踏まえた改正及び「5 インスリン療法の自己管理状況」欄の「(2) 血糖値測定」において、自己管理の状況が把握しやすいよう選択肢の見直しを行うものである。

3. 根拠条文

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項及び第5項
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第3項及び別表第3

4. 施行日

平成28年6月1日(予定)

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正（案）」 の概要

平成28年2月
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

1. 制度の概要

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害の程度の認定については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（昭和60年12月28日社更第162号。以下「認定基準」という。）に基づき、実施されているところであるが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、診断書の一部改正を行うものである。

2. 主な改正の概要

様式第5号及び様式第13号（結核及び換気機能障害）について、以下の改正を行う。

（1）活動能力の程度について

様式第5号及び様式第13号（結核及び換気機能障害）において、「⑪活動能力の程度」について、いわゆる修正MRC（Medical Research Council）の分類に準拠した選択肢に改める。

（2）換気機能等について

様式第5号及び様式第13号（結核及び換気機能障害）において、予測肺活量及び予測肺活量1秒率の算出にあたりノモグラムを使用することとしていたが、今回の見直しではノモグラムに限定しないこととするため、ノモグラムに関する記載を削除する。

（3）安静度について

様式第5号及び様式第13号（結核及び換気機能障害）、様式第7号及び様式第15号（肝臓・血液疾患及びその他の疾患）、様式第12号（心臓疾患用）、様式第14号（腎臓疾患用）において、「安静度」もしくは「安静を要する程度」欄の選択肢は、「結核の治療指針」（厚生省）に準拠しているため、具体的にその内容を示すことにより明確化するものである。

3. 根拠条文

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第2項及び第3項

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項、第2項、別表第1及び別表第2

4. 施行日

平成28年6月1日（予定）

行政不服審査制度の改正の概要

1. 行政不服審査法等の改正の概要

本年4月1日から施行される改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）では、不服申立ての手続を「審査請求」に一元化するとともに、審査請求をすることができる期間（審査請求期間）が現行の60日から3か月に延長されることになる。

また、同法の施行に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）により特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）が改正され、本年4月1日から、不服申立前置主義が廃止されることになる。

行政不服審査制度の改正においては、このほかにも、有識者から成る第三者機関への諮問手続の導入等、審査請求の事務処理に影響する内容が含まれているので、以下のホームページ等を参照して、改正内容についてご承知おきいただきたい。

（行政不服審査制度に関するホームページ）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/

2. 障害児福祉手当及び特別障害者手当等に係る各通知書の一部改正

改正行政不服審査法において、審査請求期間の延長等の改正が行われることから、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」（昭和60年12月28日社更第161号）における様式第4号（障害児福祉手当・特別障害者手当認定通知書）、第5号（障害児福祉手当・特別障害者手当認定請求却下通知書）、第6号（障害児福祉手当・特別障害者手当・（福祉手当）支給停止・支給停止解除通知書）、第7号（障害児福祉手当・特別障害者手当・（福祉手当）被災非該当通知書）、第9号（障害児福祉手当・特別障害者手当・（福祉手当）資格喪失通知書）について、教示文の改正を行い、本年4月1日から使用することとしている。

3. 特別児童扶養手当に係る各通知書の一部改正

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）で定める特別児童扶養手当認定通知書等の様式についても、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」（昭和60年12月28日社更第161号）で定める様式の改正と同様に、教示文の改正を行い、本年4月1日から使用することとしている。

8 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成 17 年 4 月 1 日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料 1 参照】

(制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/20150401.html>)

なお、平成 28 年度の額は、物価変動率が 0.8% となったことから、下記のとおり額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(平成 27 年度)	(平成 28 年度)
障害基礎年金 1 級相当に該当する方	51,050 円	→ 51,450 円 (2 級の 1.25 倍)
障害基礎年金 2 級相当に該当する方	40,840 円	→ 41,160 円

特別障害給付金について

○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。
- ※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。
- ※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。
- ※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

○支給額

(円)

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
1 級	49,650	49,500	49,500	49,700	51,050	51,450
2 級	39,720	39,600	39,600	39,760	40,840	41,160

○支給件数（実績）

(件)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
支給件数	9,012	9,162	9,244	9,300	9,305
（うち学生）	(4,746)	(4,911)	(5,007)	(5,112)	(5,197)
（うち配偶者）	(4,266)	(4,251)	(4,237)	(4,188)	(4,108)

(注) 各年度3月末現在の件数

○請求窓口

住所地の市区町村

○認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

9 心身障害者扶養共済制度パンフレット等の活用について

独立行政法人福祉医療機構では、毎年度、心身障害者扶養共済制度のパンフレット、加入者・年金管理者用及び受給者用の2種のリーフレット（※）を作成し、各自治体に必要部数を配布しているところ（3月中に各自治体に到着予定）である。

各自治体におかれては、本パンフレット等を活用し、本制度の普及に努め、新規加入者の促進を図るとともに、リーフレットを加入者等に送付する等、加入者の現況を確実に把握し、保険金の請求遅延等が生じないように努められたい。

【※福祉医療機構 HP：心身障害者扶養共済制度 リーフレット掲載場所】

○加入者・年金管理者

<http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/gyoumu/fuyou/pdf/h27k.pdf>

○年金受給者

<http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/gyoumu/fuyou/pdf/h27j.pdf>

10 不服審査会経費について

不服審査会については、障害者自立支援法の施行に伴い、法律に基づき都道府県に設置され、平成 18 年度以降、その運営経費を補助してきたところである。しかしながら、補助金創設から 10 年が経過し、都道府県の事務事業として同化、定着していると考えられることから、当該補助については、平成 28 年度より一般財源化することとしたので、御了知いただきたい。

11 障害者自立支援給付支払等システムについて

(1) 障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）改修ソフトウェアの導入促進

ア 概要

平成 27 年度から障害福祉サービスの支給決定の際に必須とされた、サービス等利用計画作成の支援を図る趣旨から、障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）について、利用者一人ひとりに着目した障害福祉サービス等の利用実態を集計・分析する機能を付加するためのシステム改修を行うこととした。

そこで、都道府県合計や全国集計データとの比較を可能とするとともに、他の市町村の給付実績等との比較を容易にすることにより、より適切な給付につなげるためのシステム改修ができるようになると考えている。

具体的には、平成 26 年 9 月に取りまとめられた自治体システムの実態調査報告書（障害者自立支援給付支払等システムの在り方に関する調査研究、みずほ情報総研株式会社へ業務委託）をもとに、厚生労働省において以下の 2 つのソフトウェアの開発を行った。

- ① 障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）について、給付費データをもとに、利用者一人ひとりに着目した障害福祉サービス等の利用実態データに変換、集計・分析し、これらデータを国保連合会と円滑にやり取りを可能とするソフトウェア（以下「市町村集計モジュール」という。）
- ② 障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）との接続が行われておらず、システム導入が未実施の自治体に向けたソフトウェア（以下「簡易な審査支払システム」という。）

イ 市町村集計モジュール

平成 27 年 8 月 7 日付け企画課事務連絡「障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）のソフトウェア開発について」によりお知らせしたとおり、1 月中旬から全ての市町村に対して市町村集計モジュールを、各都道府県を通じて、DVD ロムにより配付したところである。併せて、全国 5 か所の地方厚生局において、市町村集計モジュールの操作方法や活用等を含めた自治体向け説明会を開催したところである。

上記のとおり、障害福祉サービスの給付実績等を把握することにより、サービス等利用計画の円滑な作成に資するとともに、給付のより一層の効率化等に資することを目的とした取組みであるため、各都道府県においても、管内市町村での当該ソフトウェアの導入について、遺漏なきよう周知方お願いしたい。

なお、今後、集計・分析機能を強化したアップデート版パッケージソフト

を第2弾として配付する予定であるが、追って連絡するのでご了承願いたい。

ウ 簡易な審査支払システム

平成27年11月30日付け企画課事務連絡「障害者自立支援給付費等の「簡易な審査支払システム」について」によりお知らせしたとおり、当該ソフトウェアは、未だ自治体システムを導入していない自治体に向けて開発した、必要最小限の審査・支払機能を有したパッケージソフトである。

当該ソフトウェアを導入していない場合、前記の市町村集計モジュールの効果が十分発揮されないこととなることから、各都道府県においても、システム未導入の管内市町村を中心に、当該ソフトウェアの導入が行われるよう、周知方よろしく願いたい。

(2) 障害者自立支援給付支払等システム（国保連システム分）における統計機能の拡充

障害者自立支援給付支払等システムでは、障害福祉サービス等の報酬支払に係る給付費データを活用し、月次でサービス種類ごとの給付費総額等について集計、把握しているところである。

今般、本システムの改修を行い、障害福祉サービス等の給付実態を把握し、動向等の分析に資するため、サービス利用者個人に着目した集計や個々の事業所サービスの給付総額を集計できるようにすること等を予定しているので、ご了承願いたい。

具体的には、平成28年4月サービス提供分以降のデータより、新たに6様式（障害福祉サービス・障害児支援それぞれの、①個人ごとの決定支給量等の状況、②事業所ごとのサービス提供状況、③地域別のサービス提供と利用状況）を追加するほか、既存の集計項目の一部に内訳を設けること等を予定している。

12 障害者差別解消法について

平成28年4月より、「障害者差別解消法」が施行される。この間、政府全体の方針を示す「基本方針」が昨年2月に閣議決定され、その後、各省庁が職員向けの対応要領や所管事業者向けの対応指針（ガイドライン）を策定している。

厚生労働省では、職員向け対応要領を策定するとともに、事業者向けに4つの分野別（福祉、医療、生活衛生、社会保険労務士）にガイドラインを策定し、ホームページへの掲載を始め、周知に取り組んでいるところ。

平成27年11月11日付け障企発1111第1号「障害者差別解消法の施行に向けた障害福祉事業者等への周知について」により、各都道府県、指定都市、中核市障害保健福祉主管部（局）長宛て、福祉分野の事業者向けガイドラインの周知徹底に対する御協力をお願いしたところである。法の円滑な施行に向け、様々な機会をとらえて、管内の障害福祉事業者等に対し、引き続き、周知して頂くようお願いする。